

「（仮称）伏見工業高等学校跡地事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）

※ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業

令和 6 年 1 月 19 日	事業者から配慮書案の提出（環境影響評価手続の開始）
1 月 25 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
（本日） 2 月 2 日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
2 月 26 日	・ 縦覧終了 ・ 市民意見募集の終了
（意見募集後）	事業者から見解書の提出
3 月下旬	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	・ 答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） （環境影響評価手続の終了）

